

「岡山市における個別避難計画の作成について」



令和4年10月
令和4年度個別避難計画作成についての説明会
岡山市危機管理室



岡山市 個別避難計画作成についての説明会

検索

今回の説明会を収録した映像を後日、
岡山市危機管理室HPに掲載いたします。

岡山市 避難行動要支援者

検索

岡山市危機管理室HPに
関連情報を掲載しております。



本日お話ししたいのは、

個別避難計画の作成を通じて、

高齢者や障がいのある人など自力での避難が難しい方
(避難行動要支援者)

であっても安心して暮らしていける地域にしていくために

いま皆さまにご協力いただきたいことです！！



テーマ	内容・目安時間・該当ページ
<p>(1) 「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の概要と岡山市におけるこれまでの取組について」</p>	<p>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の概要と岡山市におけるこれまでの取組についてご説明いたします。(10分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P3～14</u></p>
<p>(2) 「個別避難計画作成の流れや留意点について」</p>	<p>個別避難計画作成の流れや留意点についてご説明いたします。(30分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P16～32</u></p>
<p>(3) 「今年度予算に基づく新規事業について」</p>	<p>令和4年度予算に基づき、今年度から新たに実施している事業の概要についてご説明いたします。(10分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P34～37</u></p>



1 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）とは

- 一般的に、高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦、外国人など、災害時に何らかの配慮を必要とする方を要配慮者（ようはいりよしゃ）という。
- そして、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする方を避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）という。

2 避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）とは

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報提供について同意を得られた方の名簿を作成し、避難支援等関係者（学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、岡山市消防局など）に提供しているもの。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、名簿作成が市町村の義務となった。

3 個別避難計画（こべつひなんけいかく）とは

- 個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、計画作成が市町村の努力義務となった。

4 自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）とは

- 自主防災組織とは、地域住民がともに協力して、自主的な防災活動を行う組織であり、岡山市では町内会や連合町内会を単位として結成されている。



1 概要

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているもの。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、名簿作成が市町村の義務となった。

2 内容

■名簿の対象者（施設入所者は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

注：「カ」の要件に基づき名簿への掲載を希望する場合は、本人等から危機管理室へ名簿登録申請書（※）を提出。※危機管理室HPに掲載

■名簿に記載される事項

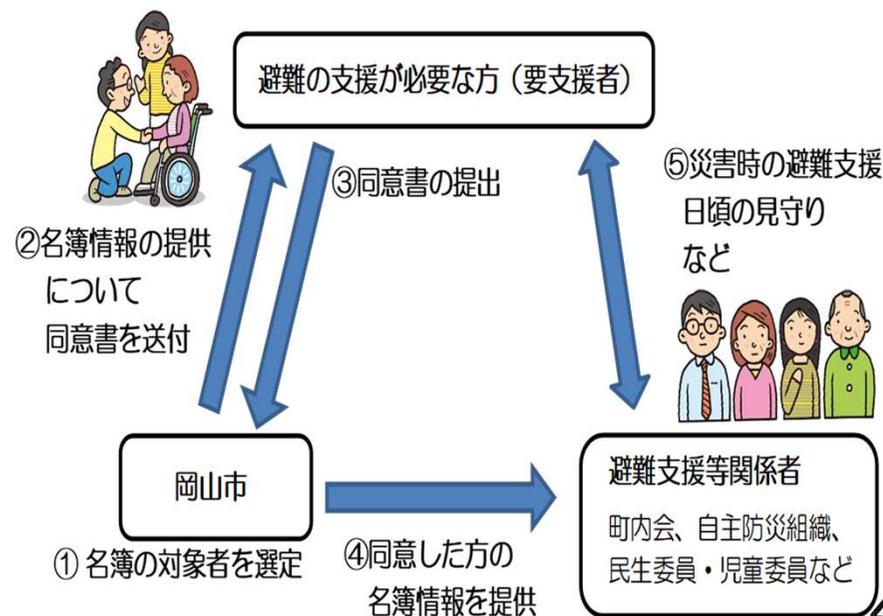
本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内会名、避難支援を必要とする理由など

■名簿の提供先（避難支援等関係者）

学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、岡山市消防局 など

3 活用までの流れ

- ①岡山市から対象者の方に対して、平常時から関係者へ名簿情報を提供することについての、同意書を送付。
- ②同意していただいた方のみを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- ③災害時の安否確認などの避難支援や、平常時にも、見守りや、個別避難計画の作成に活用。





岡山市から各学区・地区安全・安心ネットワークや町内会、民生委員・児童委員のみなさまに提供している避難行動要支援者名簿の様式は以下のとおりです。

避難行動要支援者名簿

町内会:

基準日：2022年10月1日

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住居又は居所	電話番号 その他の連絡先	変更	避難支援等を必要とする事由	その他
1	岡山 太郎	S12.12.12	男	700-0000	岡山市北区大供1丁目1-1	086-000-0000 090-0000-0000		要介護(3)、精神障害(1級)	〇〇町内会
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									

市で保有している情報をもとに、同意書・確認書で本人から申告があった内容を記載します。

該当する名簿掲載要件を記載します。
(複数該当する場合は複数記載)
(例) 要介護(3)、身体障害(1級)、療育手帳(A(最重度))、精神障害(1級)、精神障害(地域定着支援)、難病など

町内会名・担当民生委員名を記載します。
※各学区・地区安全・安心ネットワーク、地区民生委員・児童委員協議会の名簿には、その他欄に町内会名又は担当民生委員名を記載します。



名簿関連資料の様式

要支援者名簿に関係する資料のうち、以下の3点の様式を掲載しております。

- ①本人等からの申請に基づき名簿登録を行う際にご提出いただく申請書
- ②対象者に対し避難行動要支援者名簿に記載される個人情報の提供に関する同意書
- ③過去に一度同意書を提出いただいた方に対する次年度以降の意思確認のための確認書

①名簿登録申請書

※申請に基づく名簿登録の際に提出

②同意書

※対象者になって以降、同意書を提出したことがない方

③確認書

※過去に一度同意書を提出いただいた方に送付

様式3

避難行動要支援者名簿登録・変更申請書兼同意書

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

(申請者が、本人又は親権者、法定代理人等の場合)
下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

(申請者が、避難支援等関係者の場合)
下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請します。
本人又は法定代理人等に、※へ記入してもらってください。

フリガナ	生年月日	M・T・S・H	年	月	日
氏名	性別	男	女		
住所又は居所					
電話番号	携帯電話番号				
避難支援等を必要とする事由					
学区	町内会				

※申請者が、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

本人又は法定代理人等 氏名

同意書 (例)

【送り先】
・令和4年10月1日時点で、新しく名簿対象者の要件に該当になった人
・以前から名簿対象者だが、これまで同意書の返送が無い人

〒000-0000
〇区〇〇〇〇
〇〇〇〇丁目〇番〇号

△△ △△ 様

避難行動要支援者名簿の
情報提供に関する
同意書

※同意書は、令和4年10月1日現在で市が保有する情報をもとに記載しておりますが、名簿情報の記入事項をご確認いただき、空欄箇所への記入や記載内容の訂正をお願いします。
<名簿情報>

フリガナ	姓 名	生年月日	性別
岡山 太郎	性 別	昭和36年6月23日	男性
住所又は居所	電話番号	携帯電話番号	
700-0001 北区宿 558番地 ビーチアパート 109号	-	-	-
避難支援等を必要とする事由	身体障害(1級)		
学 区	町内会		
〇〇小学校	町内会		町内会

※下記「同意確認欄」の□のいずれかに✓をし、日付及び氏名を記入してください。
〇〇小学校

同意確認欄

私は、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、同封された書類の趣旨を理解し、平常時から上記の名簿情報を避難支援等関係者に提供することに、

同意します。

同意しません。
→✓をした場合、よろしければその理由をお聞かせください。
 身近に避難支援してくれる人がいるから 個人情報を提供したくないから
 その他 ()

社会福祉施設入所又は長期入院しているため、名簿対象者となりません。
(一時的な入所は除く)

令和 年 月 日 氏名 _____

※本人以外の名前で署名をする場合、該当する統柄に✓をしてください。 本人の親族・法定代理人 その他 ()

記入及び訂正のうえ、岡山市危機管理室にご提出ください。
【提出先】〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市危機管理室

〒000-0000
〇区〇〇〇〇
〇〇〇〇丁目〇番〇号

△△ △△ 様

確認書 (例)

【送り先】
令和4年10月1日現在で名簿対象者の要件に該当している人で、これまでに1度でも同意書を提出した人

避難行動要支援者名簿の登録情報に関する確認書

あなたは、避難行動要支援者名簿に下記の内容で登録されています。
下記の同意種別を内容を変更される場合は、「同意種別変更欄」の□のいずれかに✓をしてご提出をお願いします。
また、下表の記載内容に変更がある場合は該当箇所の訂正または追記をし、提出をお願いします。
変更がない場合は提出の必要はありません。

フリガナ	姓 名	生年月日	性別
岡山 次郎	性 別	昭和22年2月12日	男性
住所又は居所	電話番号	携帯電話番号	
700-000 北区宿 二本松地先123-456	-	-	-
避難支援等を必要とする事由	身体障害(2級)	同意種別	同意
学 区	町内会		
〇〇小学校	町内会		〇〇町内会

上記「同意種別」を変更する場合 または 施設に入所された場合は、以下の該当する項目に✓をしてご提出ください。

同意種別変更欄

私は、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、同封された書類の趣旨を理解し、平常時から上記の名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、

「同意」に変更します。

「同意しない」に変更します。
→✓をした場合、よろしければその理由をお聞かせください。
 身近に避難支援してくれる人がいるから 個人情報を提供したくないから
 その他 ()

社会福祉施設入所又は長期入院しているため、名簿対象者となりません。
(一時的な入所は除く)

令和 年 月 日 氏名 _____

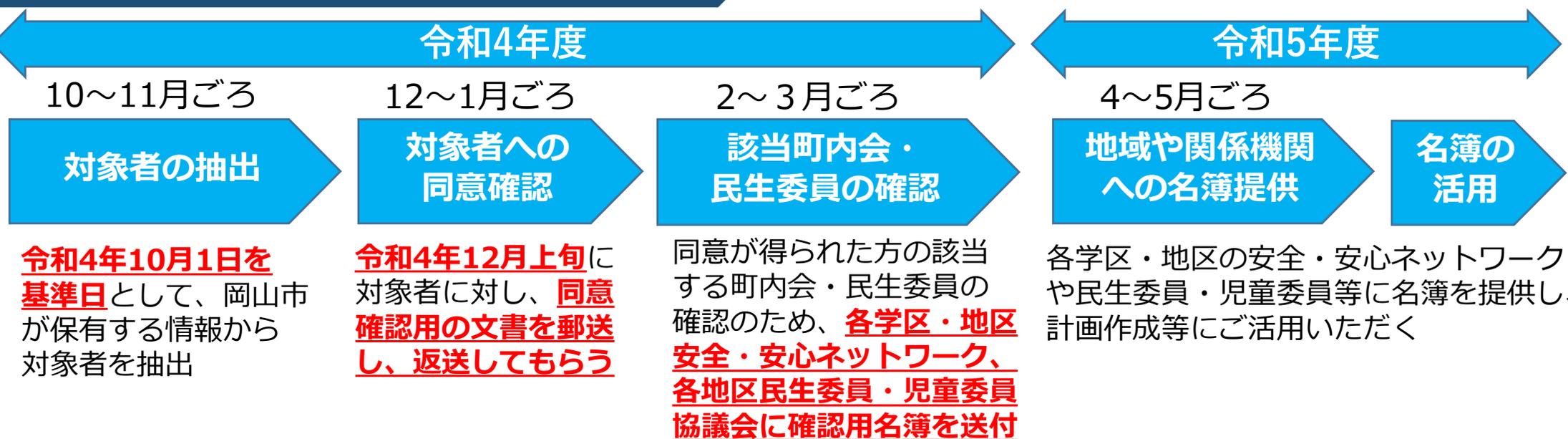
※本人以外の名前で署名をする場合、該当する統柄に✓をしてください。 本人の親族・法定代理人 その他 ()

記入及び訂正のうえ、岡山市危機管理室にご提出ください。
【提出先】〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市危機管理室



今後の名簿作成から提供までの流れなど

1 今後の名簿作成から提供までの流れ



2 各地区の町内会、民生委員・児童委員への名簿提供方法

(1) 町内会への名簿提供方法 (①or②)

- ①各学区・地区の安全・安心ネットワークを通じた提供
- ②各学区・地区の連合町内会・単位町内会への直接の提供

(2) 民生委員・児童委員への名簿提供方法

各地区民生委員・児童委員協議会を通じた提供

※名簿の提供にあたっては、提供先の団体と岡山市とで個人情報の提供に関する覚書を交わします。

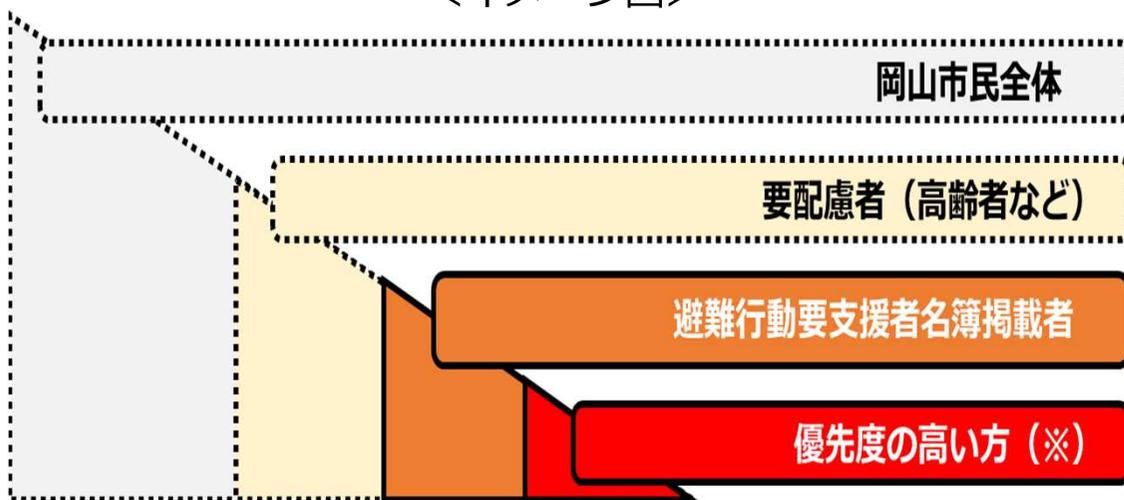


1 概要

- 個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、計画作成が市町村の努力義務となった。

2 対象者

<イメージ図>



※優先度が高いとは？

- ・災害リスク(注)が高い地域にお住まいの方 など
- (注) 例：家の2階まで浸水する、土砂災害の危険性が高い

岡山市避難行動要支援者名簿の対象者（施設入所者を除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ 上記以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

ポイント①

避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象

ポイント②

まずは優先度が高い方から作成を進めていく

3 計画の作成

- 市町村が主体となり、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職などの関係者と連携して作成。
- 現時点で優先度の高い避難行動要支援者について、概ね5年程度での作成完了を目指す。



個別避難計画の様式（地域向け現行様式）

個別避難計画 (記入例)

ふりがな	おか やま たろう		生年月日	大 昭 ●年 ●月 ●日 (●●歳)
氏名	岡 山 太 郎		性別	男 ● 女 ● その他
住所	岡山市 ● 区 ●● 1-1-1			
避難時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input checked="" type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見て知人や家族と分らない <input type="checkbox"/> その他 ()			
同居家族等	なし・配偶者 ● 子・父母・祖父母・孫 その他 ()	本人 連絡先	●●●-●●●-●●●● (自宅)	
緊急時の 連絡先①	氏名 (団体名)	(ふりがな) おか やま はなこ (妻) 岡 山 花 子 (妻)		
	住所	岡山市●区●● 1-1-1 (同居)		
	連絡先	電話番号1: ●●-●●●-●●●● (自宅) 電話番号2: ●●-●●●●-●●●● (携帯) メールアドレス: ●●●●@●●●●●●●●●● その他: LINEなど (●●●●●)		
緊急時の 連絡先②	氏名 (団体名)	(ふりがな) おか やま いちろう (息子) 岡 山 一 郎 (息子)		
	住所	岡山市●区●● 2-2-2		
	連絡先	電話番号1: ●●-●●●-●●●● (自宅) 電話番号2: ●●-●●●●-●●●● (携帯) メールアドレス: ●●●●@●●●●●●●●●● その他: LINEなど (●●●●●)		
特記事項	<small>例: 居住している部屋、寝る位置、不在時の目印、避難済みの目印など</small> ・普段は1階の寝室（玄関を入れて正面の部屋）で生活している。 ・月、水、金はデイサービスを利用している。(●●●●●デイサービスセンター)			
避難支援者 情報①	氏名 (団体名/代表者)	(ふりがな) ほろ さい たかし 防 災 た か し (近隣住民)		
	住所	岡山市●区●● 1-2-3		
	連絡先	電話番号1: ●●-●●●-●●●● (自宅) 電話番号2: ●●-●●●●-●●●● (携帯) メールアドレス: ●●●●@●●●●●●●●●● その他: LINEなど (●●●●●)		
避難支援者 情報②	氏名 (団体名/代表者)	●● じしゅ ぼうさいかい ●● ほん ●● 自主防災会 ●● 班 (班長: ●●●)		
	住所	岡山市●区●● ●●●●●●●● 地内		
	連絡先	電話番号1: ●●-●●●-●●●● (携帯) 電話番号2: ●●-●●●●-●●●● (携帯) メールアドレス: ●●●●@●●●●●●●●●● その他: LINEなど (●●●●●)		
避難先等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など				
・避難先候補①: 息子宅 避難先候補②: ●●●●●小学校 ・大雨の際は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令された時点で息子が車で迎えに来て、県道●●●線を通り、息子の自宅へ避難する。 ・避難の際には、持ち出し袋に薬とお薬手帳、眼鏡、健康保険証を入れて持参する。 ・ベッドから起き上がる際には、体を支える必要があり、移動の際は車椅子を使用する。 ・話しかける際はゆっくり大きな声で話す。				

様式の取り扱いについて

- ▶ 現行様式は、初めて個別避難計画の作成に取り組む方であっても取り組みやすいよう、内容を簡素化。
- ▶ 現行様式に含まれていない情報であっても、支援にあたって必要となる情報もあると考えられることから、例えば、各地域で必要な情報を付加するなど、独自の様式を使用することも可能。

岡山市危機管理室HPに様式データを掲載しております。



岡山市 避難行動要支援者 検索



「個別避難計画」の取組を進める必要性

頻発する災害と高齢者や障害者等への被害の集中

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者のうち、60歳以上の死者数の割合
→約70% (131/199人)

特に倉敷市真備町では…

真備町内の死者51人のうち、65歳以上の死者数の割合
→約88% (45/51人)

※要介護・要支援者が約36% (19人)、身体障害者が約23% (12人)

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合
→約65% (55/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合
→約79% (63/80人)

出典：内閣府、岡山県、倉敷市HP掲載資料より

災害時に一番頼れるのは身近なご近所のつながり

●阪神淡路大震災（平成7年）

生き残った方の約8割が近隣住民の方に救助されている。※死者：6,433人

●長野北部地震（平成26年）

長野県白馬村の一部集落では全壊50棟、半壊91棟など甚大な家屋被害であったが、死者はいなかった。

この地域では、災害時に自力での避難が難しい方の所在を示した住民支え合いマップを作成し、地域住民で共有しており、迅速な避難支援に活用できた。

●平成30年7月豪雨

<愛媛県大洲市三善地区>

避難行動要支援者名簿の情報を活用し、地域内で避難場所・避難合図（タイミング）、気にかける人などを記した災害・避難カードを作成し、平時から訓練を実施しており、こうした取組の結果、迅速な避難支援が実施できた。

<岡山県総社市下原地区>

浸水害に加えて近隣の工場が爆発するなど同時多発的に被害を被ったが、犠牲者はゼロ。

平時から地域の自主防災組織が避難行動要支援者名簿の情報を活用し、地域内で独自に要支援者の情報を把握し、避難訓練を実施。こうした取組の結果、迅速な避難支援が実施できた。



概要

- 個別避難計画の効果的・効率的な作成手法等の確立のため、**内閣府において、全国の34市区町村が参加しモデル事業を実施。**
- **岡山市においては、災害リスク等の地域特性の異なる市内3地区をモデル地区とし、地域性に応じた取組手法を検討。**
- **はじめから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じて計画作成プロセスの構築を進める。**

1 モデル地区

- 市内3か所のモデル地区は以下の通り。



操南学区 (中区)	洪水浸水想定：2～5m これから作成に取り組む地域
城東台学区 (東区)	高齢化が進む大規模開発団地 作成に着手し始めた地域
千種学区 (東区)	洪水浸水想定：2～5m、5m以上 土砂災害警戒区域：58か所 昨年度から、作成に着手している地域

2 令和3年度のスケジュール

- モデル事業のスケジュールは以下の通り。

時期	岡山市			
	全体	操南学区	城東台学区	千種学区
5月	モデル事業応募			
6月	モデル事業スタート			
7月		対象者訪問	対象者訪問	対象者訪問 調整会議
8月	説明会①②	調整会議	↓	
9月	説明会③～⑦		地域向け説明会	
10月	説明会⑧～⑩	避難訓練	調整会議	
11月	今後に向けた 検討		※今後、避難訓練を 実施予定	避難訓練
～	↓			
3月	とりまとめ			

3 モデル地区の取組内容

- 各地区の**自主防災組織や民生委員等を中心**に取組を実施。
- 取組の基本的な流れは、
①訪問・聞き取り→②調整会議→③避難訓練
という3つのステップ。
- **ケアマネジャー等の専門職にも参画**してもらい、福祉サービスを活用した事前避難を検討するなど、**より実効性の高い避難方法や効果的・効率的な取組手法**の確立に向けて取り組んだ。

訪問・聞き取り

対象者宅を訪問し、取組内容について説明するとともに、本人の状況について聞き取り等を行う。（計画書の記入を依頼する場合もある）



- モデル事業により見えてきたこと
普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問
→本人にとっては、話しやすく、理解も得られやすいことが分かった。

調整会議

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。検討内容を踏まえ、様式に必要事項を記入し、計画書を作成。



- モデル事業により見えてきたこと
関係者が集まって話をする中で**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる**ことが分かった。

避難訓練

作成した計画に基づいて避難訓練を行う。



- モデル事業により見えてきたこと
実際に避難を体験することにより、計画内容の検証ができ、より実効性の高めることができる。
訓練自体が地域住民と顔を合わせる機会となり、地域のつながりづくりの場となることが分かった。



(参考) 操南学区 (上藤崎町内会) における取組内容

1 操南学区 (上藤崎町内会)



- 岡山市中区に位置
- 世帯数 169 世帯
- 会員数 546 人 (※R3、10月時点)
- 河川に挟まれたエリアに位置
学区全域が浸水想定区域内
洪水の浸水想定 2~5m

2 取組体制

- 地域の関係者
 - ・ 上藤崎町内会自主防災会
 - ・ 取組主体
- 協力機関
 - ・ 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 (IECMS) 特命准教授 磯打千雅子氏
 - ・ 研修会講師、訓練内容への助言
 - ・ 担当ケアマネジャー
 - ・ 計画内容への助言
 - ・ 岡山市立操南中学校
 - ・ 避難訓練での中学生ボランティアの協力
 - ・ 岡山市立操南公民館
 - ・ 避難訓練での防災グッズ作成講座の開催
- 岡山市関係機関
 - ・ 危機管理室
 - ・ 取組全般への支援、助言

3 取組の流れ

① 研修会の開催

→ 計画作成の必要性や方法を学ぶため有識者による研修会を開催。



② 対象者宅への訪問・聞き取り

→ 対象者宅を訪問し、取組内容について説明し、本人の状況について聞き取り等を行う。
→ 介護サービス利用者については、担当ケアマネジャーから、本人の状況や支援内容について助言をもらう。

③ 調整会議

→ 対象者の家族や近隣住民、自主防災会等の関係者が集まり、チェックリストに基づき、本人の状況や避難方法を整理。
可能ならその場で計画書に必要事項を記入。



④ 関係者間で計画を共有

→ 計画書は市へ提出するとともに、本人と支援者、自主防災会で共有。

⑤ 避難訓練を実施

→ 計画作成した要支援者本人も参加し、地域全体で避難訓練を実施。
近隣中学校の生徒が、防災学習の一環としてボランティア参加。

■ 訓練の様子

① 安否確認用タスキ掲示訓練

→ 訓練当日朝に災害時の安否確認用に自主防災会で購入した共通のタスキを家の玄関先に掲げる。



② 避難経路確認訓練

→ 班ごとに避難先までの経路を歩き、危険箇所や避難先の設備などを確認。



③ 公民館職員による防災グッズ作成講座

→ 近隣の公民館の職員が身近なもので防災グッズを作成する講座を開催。



④ 振り返りワークショップ

→ 避難経路確認時に気づいたことや今後の課題などについて共有。





1 城東台学区 (城東台西町内会)



- 岡山市東区に位置
- 高齢化が進む大規模開発団地作成に着手し始めた地域

2 取組体制

- 地域の関係者
 - ・ 城東台西町内会自主防災会
 - ・ 民生委員
 - ・ 訪問への同行、調整会議への出席
- 協力機関
 - ・ 担当ケアマネジャー
 - ・ 調整会議への出席、計画内容への助言
- 岡山市関係機関
 - ・ 危機管理室
 - ・ 取組全般への支援、助言

3 取組の流れについて

① アンケート実施・対象者選定

→町内会独自で住民向けにアンケートを実施し、支援が必要な方を把握。民生委員等とも相談したうえで、対象者の選定を行う。

② 訪問・聞き取り

→対象者の自宅を訪問し、個別避難計画について説明

③ 地域住民向け説明会の開催

→計画作成の必要性や方法を学ぶため危機管理室職員による説明会を開催。



地域住民の方に取組の必要性や具体的なイメージを持ってもらうことで、地域全体の機運を高めることができた。

④ 調整会議

→対象者の家族や近隣住民、自主防災会、ケアマネジャー、行政機関の関係者が集まり、チェックリストに基づき、本人の状況や避難方法等を整理。その場で計画書に必要事項を記入する。

■ポイント

- ケアマネジャーに参加してもらうことで・・・
- ・ 本人・家族の代弁者として、本人の心身の状況や生活実態等についての的確な説明ができ、より丁寧に理解できる。
- ・ ショートステイ等の福祉サービスを利用した事前避難などを活用についても検討できる。
- ・ ケアマネジャーにとっても、普段接点のない地域住民とのつながりを持つ機会となり、平時の支援にも活きる。



⑤ 関係者間で計画を共有

→計画書は市へ提出するとともに、本人と支援者、自主防災会等で共有。

⑥ 避難訓練を実施 (予定)



(参考) 千種学区 (弓削町内会) における取組内容

1 千種学区 (弓削町内会)



- 岡山市東区に位置
- 世帯数 116 世帯
- 人口 248 人 (※R3、3月時点)



<災害リスクの状況>

- 洪水浸水想定
2～5m、5m以上
- 土砂災害警戒区域
58か所

※平成30年7月豪雨時の浸水状況

2 取組体制

- 地域の関係者
 - ・ 弓削防災会総代・・・総合調整
 - ・ 常会長 (班長)・・・要支援者の人選及び避難調整
 - ・ 民生委員・・・要配慮者への説明と聞き取り、情報提供
- 岡山市関係機関
 - ・ 危機管理室・・・計画作成全般への支援、助言
 - ・ 保健福祉企画総務課・・・福祉避難所との調整
 - ・ 保健センター・・・主に医療・保健的な観点での助言
 - ・ 地域包括支援センター・・・主に介護的な観点での助言

3 取組の流れ

① 対象者の選定

→単位町内会の役員、民生委員で要配慮者の選定を行う。

② 地域への説明

→要配慮者の住んでいる組長 (常会長、班長等) に意見聴取。

③ 訪問・聞き取り

→要配慮者の自宅を訪問し、個別避難計画について説明

町内会の役員と班長に加え、普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問
→本人にとっては、話しやすく、安心できる。
理解も得られやすい。



④ 計画記入への依頼

→本人又は代理人の同意が得られた人に計画様式への記入を依頼。

⑤ 調整会議 (町内会の対応を協議)

→提出された個別避難計画に基づき、町内会としての避難計画を作成



⑥ 要支援者リストの作成・関係機関に共有

→災害時要支援者リストを作成し、連合町内会、岡山市へ共有。

⑦ 避難訓練を実施

→個別避難計画に基づいて、公民館に開設した一般避難所の要配慮者スペースや近隣の特別養護老人ホームに開設した福祉避難所への直接避難等を行う訓練を実施。

1) 避難誘導訓練

自主防災組織と消防団とが連携し、要支援者の自宅を回り、避難の呼びかけを実施。



2) 一般避難所での対応

公民館の和室に要配慮者用スペースを設置。受入完了後、避難生活の長期化を想定し、保健師による健康観察を実施。



3) 福祉避難所での対応

福祉避難所への直接避難を想定した受入を実施。災害時に使用する簡易ベッドや施設内の設備を体験。



4) 訓練の振り返り・課題検討会

避難訓練参加者で、訓練全体の振り返りを行い、今後の課題などについて共有。





テーマ	内容・目安時間・該当ページ
<p>(1) 「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の概要と岡山市におけるこれまでの取組について」</p>	<p>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の概要と岡山市におけるこれまでの取組についてご説明いたします。(10分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P3～14</u></p>
<p>(2) 「個別避難計画作成の流れや留意点について」</p>	<p>個別避難計画作成の流れや留意点についてご説明いたします。(30分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P16～32</u></p>
<p>(3) 「今年度予算に基づく新規事業について」</p>	<p>令和4年度予算に基づき、今年度から新たに実施している事業の概要についてご説明いたします。(10分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P34～37</u></p>



- まずは対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。
- さらなる取組が可能な場合には、関係者間での話し合い（調整会議）や避難訓練などを実施し、実効性の高い避難支援体制づくりを進めていきましょう。

基本となる取組

ステップ1

事前準備・対象者の確認

ステップ2

訪問・聞き取りの実施

ステップ3

計画書の作成・共有
岡山市への提出

さらなる取組が可能な場合

関係者間で話し合い（調整会議）や避難訓練の実施



ステップ1 事前準備・対象者の確認

- 計画作成の進め方や役割分担などについて話し合う。
- 市から提供される避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を確認する。

- ・ まずは地域内で計画作成の進め方や役割分担などについて話し合ひましょう。
- ・ 計画作成する対象者については、市から提供する避難行動要支援者名簿をご確認ください。
- ・ 市では計画作成に関する出前講座を行っていますので、ご希望があれば危機管理室までご相談ください。



こんなときはどうすればいいの？

■ 要支援者名簿に掲載されていない方でも避難に不安に感じている人がいる。

→名簿に掲載されていない方であっても、避難支援が必要と考える方がおられる場合は、可能な範囲で、計画作成をお願いします。

なお、本人が、要支援者名簿への掲載を希望されている場合は、本人等から名簿掲載のための申請書を提出していただくことにより名簿への掲載を行っています。



ステップ2 訪問・聞き取りの実施

■ 対象者宅を訪問し、計画作成について説明するとともに、対象者への聞き取りを実施する。（聞き取りが難しい場合は、計画書への記入を依頼する。）

- ・ 対象者に対して、個別訪問を実施します。
自主防災組織や町内会を中心に、対象者がお住まいの地区の班長、民生委員・児童委員の方などと協力して行いましょう。
- ・ 個人情報の拡散を防ぐことから、あまり人数が多くならないように注意しましょう。（2～3名程度が望ましい。）
- ・ 訪問にあたっては、計画作成の趣旨などについて説明するとともに、生活状況等について聞き取りを実施します。
- ・ 聞き取りが難しい場合は、計画書への記入を依頼しましょう。



こんなときはどうすればいいの？

■ 要支援者に聞き取りを行う場合、どの様な内容を聞き取っていいかわからない。

→市が作成した個別避難計画の記入例を参考にして聞き取りを行ってください。

■ 要支援者に対して訪問・聞き取りを行う際、普段からなじみのないため、うまく話をしてくれない。

→日頃から見守り活動をされている民生委員・児童委員などに訪問に同行してもらうことや事前に計画作成について説明していただくことで、本人にとっても話しやすく、理解を得られやすくなります。



ステップ3 計画書の作成・提出

- ステップ2で聞き取った内容をもとに市の計画様式を用いて計画書を作成する。
（計画書への記入を依頼した場合は、対象者が記入した計画書を取りまとめる。）
- 作成した計画書は、本人・家族にて保管するほか、本人の同意を得て、支援者等の関係者間で共有するとともに、計画書の写しを岡山市危機管理室へ提出する。

こんなときはどうすればいいの？

- 支援者を探しているが、なかなか支援者が見つからない。
 - 個人による支援が難しい場合は、自主防災組織や班などの団体単位での支援を行うことが考えられます。
 - 声掛けだけでも避難のキッカケを作る重要な支援になります。はじめから全ての支援を行うことを前提とせず、お互いにできることから少しずつ分担しましょう。



■ 関係者間で話し合い（調整会議）の実施

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政機関等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。



関係者が集まって話をすることで、**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる。**

■ 避難訓練の実施

本人・家族や支援者となる近隣住民等の参加のもと、作成した計画に基づき避難訓練を行う。



実際に避難を体験することで、**計画内容の検証**が行えるとともに、**参加者の避難への意識が高まり**、**実効性の向上につながる。**



視点 1

ハザードマップ等により居住地の災害リスクを確認し、災害時に取るべき行動を整理する。

■ 紙媒体のハザードマップの確認方法

岡山市危機管理室や各区役所、公民館等にて配布しております。

(数に限りがありますので、事前に在庫の確認をしていただくとスムーズに受け取れます。)

■ WEBでのハザードマップの確認方法

(1) パソコン・スマートフォンにより、以下の①～③の方法から検索してください。

①キーワード検索

岡山市 洪水・土砂災害ハザードマップ

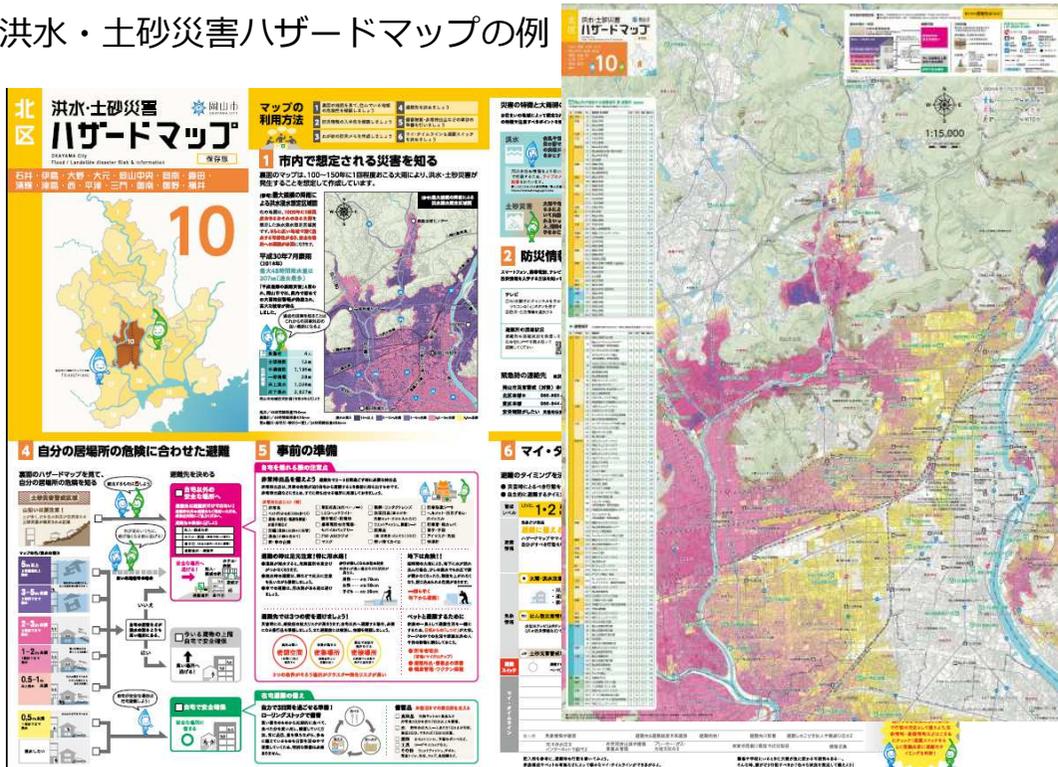
②URL 検索

https://www.city.okayama.jp/0000012077.html

③QR コードの読み取り



※洪水・土砂災害ハザードマップの例



(2) 検索後、以下のようなページが表示されたら、「洪水・土砂災害ハザードマップ」という部分をクリックしてください。





視点2

避難が必要である場合には、現時点可能な範囲で、①いつ？、②どこに？、③誰と？、④どのように？、⑤何を持って？を整理する。

項目	内容
①いつ →逃げるべきタイミングの問題	自分がどのタイミングで避難すればいいのかを検討しましょう。
②どこに →避難先の問題	避難先を検討しましょう。 →在宅避難が可能な場合は、在宅避難 在宅避難が難しい場合は、以下のような手段を検討 ・親戚、知人宅 ・ホテル・旅館等の宿泊施設 ・ショートステイ等の福祉サービス ・一般避難所 ・福祉避難所 などを検討
③誰と →支援者の問題	避難に協力してもらえる方を検討しましょう。 →家族での対応が可能な場合は家族での対応を検討 家族での対応が難しい場合には、 ・親戚、知人による支援 ・近隣住民による支援 ・自主防災組織等の団体による支援 ・福祉事業者による支援 などを検討
④どのように →避難先までの移動手段の問題	移動手段を検討しましょう。 →徒歩、自家用車、支援者の車両、タクシー等の民間業者 などを検討
⑤何を持って →避難時の持ち出し品の問題	避難の際の持ち出し品を検討し、持ち出し袋等を準備しておきましょう。



1 福祉避難所とは

- 大規模災害時、一般の指定避難所等において長期に避難生活を続けることが困難である方を対象に、福祉避難所を開設します。
- 福祉避難所は、高齢者福祉施設や障害者支援施設等の中に開設される避難所で、障害者用トイレやスロープ、手すり等の設置や、相談員の配置など、福祉的な配慮がなされた避難所です。



※岡山市保健福祉企画総務課のHPに関連情報を掲載しております。

岡山市 福祉避難所

検索

2 受入対象者

- 福祉避難所の受入れ対象者は、以下の①～⑥に該当する方で、災害時にご自宅等からの避難が必要となったが、食事・排泄・移動等がひとりで出来ないなど一般の指定避難所等での避難生活が困難な在宅の要配慮者の方です。
 ※受け入れる要配慮者を介助する家族などは、原則として1人まで受け入れることができます。
 ※下記以外の方であっても必要に応じて対象としますので、市災害対策本部までご相談ください。
 ※介護保険施設、老人短期入所施設などの入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応されるべきであり、原則として福祉避難所の受入れ対象とはならないが、緊急かつ一時的にこれらの方が福祉避難所に避難することを妨げるものではない。

- ① 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等） ② 知的障害者 ③ 精神障害者
 ④ 高齢者 ⑤ 人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者 ⑥ 妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者など

3 避難にあたっての注意点

- 福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、原則、ご自宅等から直接福祉避難所に避難することはできません。（大規模災害発生直後に、一般の避難者が福祉避難所に殺到し、本来福祉避難所に避難すべき要配慮者の受入れができなくなることを防ぐためです。）

※福祉避難所は、施設職員の配置状況や避難スペースの確保等に基づき、受入れ体制が整った段階で開設し、避難対象者を受け入れます。

※一般の指定避難所での避難生活が困難であることが予め明らかである要配慮者（要介護度の高い高齢者や重度障害者等）については、例外的に直接福祉避難所への避難を受け入れることとしており、その際は岡山市保健福祉企画総務課に個別に相談。



□ 個人情報の取り扱いについてルールを決めて管理しましょう。

ルールに入れておきたい項目は以下のとおりです。

①個人情報管理責任者や、適切な場所での保管について

個人情報管理責任者・・・自主防災組織会長など

②取得する個人情報の範囲について

氏名、生年月日等の基本情報や緊急連絡先、家族構成や支援を必要とする事由（要介護や障害の状況、病歴など）、必要な支援内容など

③個人情報を共有する範囲について

自主防災組織や町内会役員、支援者など

④利用目的について

避難支援体制づくりや災害時の避難誘導のため など

□ 災害時の支援に必要な最小限の情報の収集にとどめましょう。

聞き取り等によって本人から収集する個人情報は、支援を行うために必要な範囲内としましょう。

□ 個人情報を取得するときは、**使用目的を本人に伝えましょう。**

使用目的をきちんと相手にお伝えすることにより、本人からの情報に提供につながります。



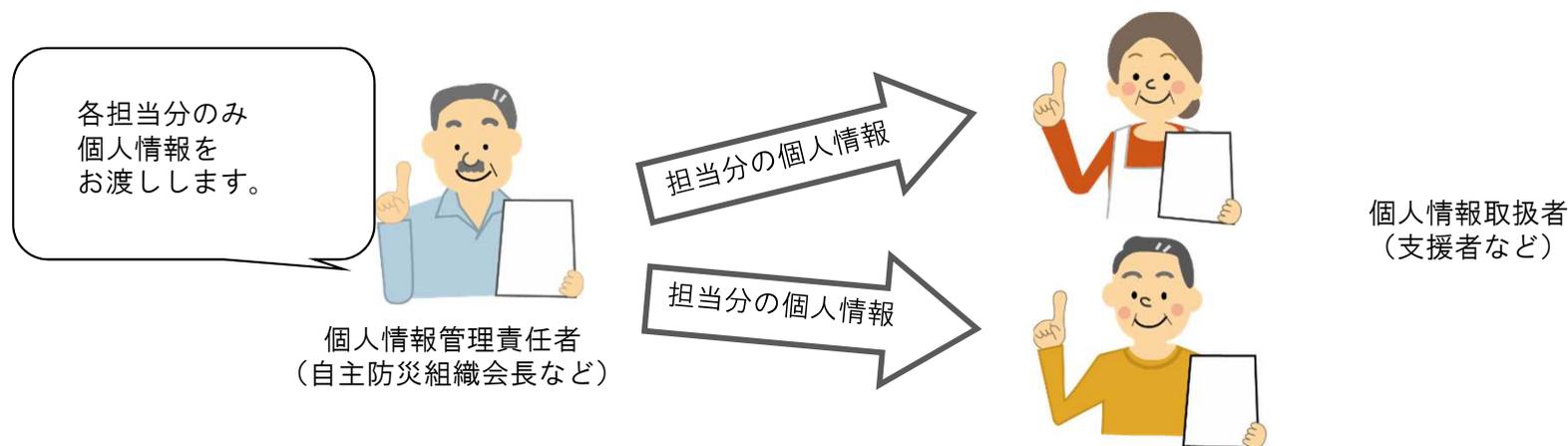
□ 事前に本人の同意が得られた範囲内で情報を共有するようにしましょう。

① 支援者等と情報共有することについて同意を得ておきましょう。

情報の共有は個人情報管理者や支援者など支援のための必要最小限とするとともに、誰に対し情報共有するかについて、本人の同意を得ておきましょう。

② 共有する内容についても、同意を得ておきましょう。

どういった内容を支援者などと情報共有するのか、あらかじめ伝え、同意を得ておきましょう。



□ 厳重に保管をするとともに、不要になった情報は適切に廃棄しましょう。

① キャビネットや金庫など、直接人の目に触れない場所、できればカギのかかる場所に保管するようにしましょう。

② シュレッダーで処理するなどして処分しましょう。古紙回収に出したり、むやみに捨てないようにしましょう。



□要支援者本人・家族に対してお伝えすること

- 個別避難計画に記載された情報は、平時から避難支援者等の関係者間で共有され、災害時の避難支援等に活用されます。
- 個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。
- 災害時には避難支援者の不在や被災等により避難支援を行えない可能性があります。
- 避難支援者の方にお問い合わせするのはご自身の安全が確保できる範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。

□避難支援者等に対してお伝えすること

- 個別避難計画に記載された情報は、平時から避難支援者等の関係者間で共有され、災害時の避難支援等に活用されます。
- 避難支援は支援者自身の安全が確保できる範囲で行っていただくものであり、責任を問われたり、義務を負うものではありません。



モデル事業から見た調整会議の概要

会議の目的

- 本人・家族の状況の理解
- 参加者同士の顔の見える関係性づくり
- 計画内容の検討・共有
- 平時から災害への備えを行い、お互いに助け合う意識の共有

参加者の役割と想定される主体

○ 計画を立てる対象者

例) ・ 本人、家族

○ 避難に協力してくれる人

例) ・ 親族や友人、知人
・ 近隣住民
・ 自主防災組織や町内会（自治会）
・ NPOやボランティア など

○ 本人・家族の状況をよく理解している人

例) ・ 民生委員・児童委員
・ ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職 など

○ 防災的な観点で避難に関する助言ができる人

例) ・ 講習を受けた自主防災組織の関係者や福祉専門職
・ 市の職員
・ その他、関係機関 など

○ 会議の進行役

例) ・ 自主防災組織や町内会（自治会）
・ 民生委員・児童委員
・ ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職
・ 市の職員
・ その他、関係機関 など

注：あくまで例であり、必ずこれらの主体が全て出席するものではない。
実際の参加者は、必要に応じて個別に判断。



会議の流れ

<目安時間>
計画1件あたり20~40分程度

① 自己紹介

→各々の参加者からひと言ずつ自己紹介を行う。

② 会議の趣旨・目的の説明

→会議の目的を簡単に説明し、関係者間で共有する。

③ 本人・家族への心身や生活状況についての聞き取り

→本人・家族に心身や生活状況について聞き取りを行い、必要な支援の内容について現状を理解する。

④ 計画内容の検討・共有

→③の内容を踏まえて、いつ、どこに、誰と、どのように、何を持って避難するかを確認する。

⑤ まとめ

→会議全体を振り返りつつ、今後に向けて平時から災害への備えを行い、お互いに助け合うことを確認。全てを一度に決めきろうとしすぎず、課題が出た部分は引き続きの検討や訓練等の実践を通じて検証していくことを確認。



倉敷市真備町地区では、平成30年7月豪雨による被災後を受けて、避難に支援が必要な方を中心に、隣近所をはじめとした地域の方々や、福祉事業所職員等が一同に集まり、みんなで避難について考えるため地域連携型のマイ・タイムラインの作成が進められています。

その取り組みの一環として、「岡谷さんのマイ・タイムライン」という劇団OiBokkeShi（オイボッケシ）による要配慮者マイ・タイムラインの作成過程を題材としたミニドラマがYouTubeで公開されています。

94歳の劇団俳優「おかじい」こと岡田忠雄さんが要配慮者（岡谷さん）役となり、大雨が降ったときの岡谷さんの避難について、家族や近所の方々、福祉事業所職員と一緒に考えていくドラマとなっています。

調整会議のような地域での話し合いのイメージを持つのにとても参考となる動画になっておりますので、ぜひ一度ご覧になってみてください。



作ってみませんか？

要配慮者 マイ・タイムライン

災害が発生しそうなとき、安全に避難するために「どこに・いつ・誰と・どうやって」避難するか？を事前に考えておくことがマイ・タイムラインです

身体の不自由な方や高齢の方は、自分が避難所に行く、みんなに迷惑をかけるのではないかと心配し、避難をためらってしまうことがあります。避難をひとりりて決断することはとても難しいことです。だからこそ、災害の起きていない今、ご近所さんとみんなて避難について話し合ってみませんか。

一緒に避難してもらえたら、心強いわ～

ひとりじゃおんから、一緒に避難しましょう！



“避難しよう”は“あなた”の避難スイッチにもなります！

避難支援はできるときにできることを！無理はしない

避難についてみんなで一緒に話をしてみませんか

誰もが幸せに暮らせる
住みやすいまちに





(参考) 聞き取りのチェックリスト

本チェックリストは、R3年度モデル事業の際に危機管理室にて作成したもので、訪問・聞き取りや調整会議においてより詳細な検討を行う場合に必要な項目をピックアップしたものです。

個別避難計画検討時のチェックリスト (風水害用)

修正版

I. お住まいの災害リスクについて

災害リスク

1. あなたのお住まいの洪水による浸水リスクは以下のどれに該当しますか。
 5m以上 3～5m未満 0.5～3m未満 0.5m未満 該当なし

2. あなたのお住まいの内水による浸水リスクは以下のどれに該当しますか。
 5m以上 3～5m未満 0.5～3m未満 0.5m未満 該当なし

3. あなたのお住まいの土砂災害のリスクは以下のどれに該当しますか。
 特別警戒区域内 警戒区域内 該当なし

住まい

1. あなたのお住まいは何階建てですか。
 3階建て以上 2階建て 平屋建て マンション・アパート (階)

2. あなたのお住まいはどのような構造ですか。
 木造 鉄骨 鉄筋 ※築年数 (年)

II. 本人の状況について

本人の状況

1. 生活リズム 日中① (月・火・水・木・金・土・日) 在宅/自宅外 ()
 日中② (月・火・水・木・金・土・日) 在宅/自宅外 ()
 日中③ (月・火・水・木・金・土・日) 在宅/自宅外 ()
 夜間 在宅/自宅外 ()

2. あなたが在宅時に過ごしているのはどの部屋ですか。
 日中① (階) 日中② (階) 夜間 (階)

3. 移動 歩ける ※杖 (有/無) ※歩行器 (有/無) ※自力での二階移動 (可/不可)
 歩けない ※車椅子 (有/無)
 ※留意点 ()

4. 意思伝達 (自分で助けを呼べるか) できる ※電話 (可/不可) ※LINE (可/不可) できない
 ※留意点 ()

5. コミュニケーション (意思疎通が図れるか) できる できない
 ※留意点 ()

6. 危険察知 (災害の危険に気づき、行動をとれるか) できる できない
 ※留意点 ()

7. 視力 見える ※メガネ (有/無) 見えにくい ※メガネ (有/無) 見えない

8. 聴力 聞こえる ※補聴器 (有/無) 聞こえにくい ※補聴器 (有/無) 聞こえない

9. 食事 介助なしで可 介助が必要 ()

10. 排泄 介助なしで可 介助が必要 ()

11. 医療機器 あり (名称:) なし
 ※使用状況: 頻度 (常時/時々)、補助電源 (有/無)、最大稼働時間 (分)、充電機 (有/無)

12. 上記以外に特に配慮を要すること ()

医療福祉

1. 福祉サービス利用の有無 有 無

事業所名 () 事業所名 ()
 内容 () 内容 ()

2. 担当ケアマネジャー・相談支援専門員 有 無
 事業所名 () 氏名 ()

11. 3. 医療機関 有 無

機関名 () 機関名 ()
 内容 () 内容 ()

個別避難計画検討時のチェックリスト (風水害用)

III. 避難に協力してもらう方について

家族

1. 同居者の有無 有 無

氏名 () 氏名 ()
 関係性 () 関係性 ()
 氏名 () 氏名 ()
 関係性 () 関係性 ()

2. 生活リズム 日中① (月・火・水・木・金・土・日) 在宅/自宅外 ()
 日中② (月・火・水・木・金・土・日) 在宅/自宅外 ()
 日中③ (月・火・水・木・金・土・日) 在宅/自宅外 ()
 夜間 在宅/自宅外 ()

近隣住民

1. 近隣住民 普段から近所付き合いあり 普段のつながりなし

氏名 () 氏名 ()
 関係性 () 関係性 ()
 氏名 () 氏名 ()
 関係性 () 関係性 ()

IV. 具体的な避難方法について

避難方法

1. どこに避難しますか。 自宅内 (階) 自宅外

<自宅内にとどまる場合> 手助けが必要 手助けは不要

支援者 () 支援者 ()
 支援内容 ()

<自宅外に避難する場合> 手助けが必要 手助けは不要

避難先① () 車 徒歩 その他 ()
 支援者 () 支援者 ()
 支援内容 ()

避難先② () 車 徒歩 その他 ()
 支援者 () 支援者 ()
 支援内容 ()

避難先③ () 車 徒歩 その他 ()
 支援者 () 支援者 ()
 支援内容 ()

2. いつ避難しますか。 警戒レベル3 (高齢者等避難) が発令されたら
 その他 ()



概要

- 岡山市では、災害時に取るべき行動や家庭における備え、防災情報の入手方法などについて分かりやすく説明する「岡山市防災マニュアル(詳細版第6版)」を作成しています。
- 岡山市危機管理室(岡山市保健福祉会館8階)や各区役所、支所、地域センター、公民館などで配布しているほか、岡山市HPにてPDF版のデータを公開しております。



目次	
●平成30年7月豪雨 岡山市の被害の記録	
●岡山市の災害リスクといざという時の行動	
1. 大地震の恐怖	5
地震発生時の行動	7
2. 風水害・土砂災害	
大雨の情報が発表されてから避難までの流れ	9
避難時の服装	11
避難所での生活	12
●災害への備え	
1. 家族で話し合おう	13
2. 家の中の安全を確保しよう	14
3. 非常持出品を揃えよう	15
4. 非常備蓄品を揃えよう	17
5. 家具・家電の転倒防止をしよう	23
●災害から身を守るために知っておくべきこと	
1. 災害に備えて知っておくべきこと(風水害・土砂災害)	25
2. 防災情報入手しよう	27
3. 災害に備えて知っておくべきこと(地震)	29
4. 住宅の耐震化のすすめ	31
5. 災害用伝言ダイヤル(171)について	32
●自主防災活動について	
1. 自主防災活動の紹介、立ち上げ	33
2. 平常時の活動	34
3. 災害時の活動	35
4. 要配慮者について	39
●避難所での感染症対策について	
1. 3つの密を避けよう	41
2. 事前の備えについて	41
●ペットの安全を守るための備え	
1. ペットの同行避難とは	42
2. 事前の備えについて	42
●知ってよかった代用品活用術	
●連絡先一覧	



岡山市 防災マニュアル 検索



1 概要

- 災害時において女性への配慮が十分でない状況を踏まえて、女性の視点を踏まえた地域防災体制の充実を進めるため、「わたしたちが考える防災ハンドブック」を令和4年3月に作成しました。

2 内容

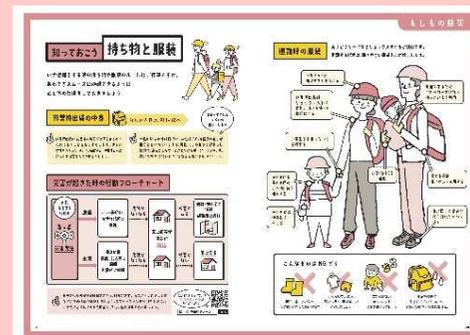


ハンドブックの表面と裏面

買い物の際のローリングストックや、女性の防犯対策や女性たちが抱えるリアルな疑問まで、気軽に読んでいただける冊子となっています。

◆主な内容

- ・防災漫画 家族の「もしも」ダイアリー
- ・女性目線で考える防災座談会&アンケート
- ・くらしの中でできる「防災」ローリングストック
- ・赤ちゃんや子どもがいる家族の災害対策のポイント
- ・もしもの時も安心！非常食レシピ
- ・知っておくべき災害時の防犯対策
- ・いざという時のお役立ちアイテム
- ・知っておこう持ち物と服装 など



掲載ページの例

3 入手方法

- 岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）や各区役所、支所、地域センター、公民館、福祉事務所、さんかく岡山等の市有施設で配布しております。
- また、岡山市HPにてPDF版のデータを公開しております。右QRコードもしくはWebにて「岡山市 わたしたちが考える防災ハンドブック」で検索してください。

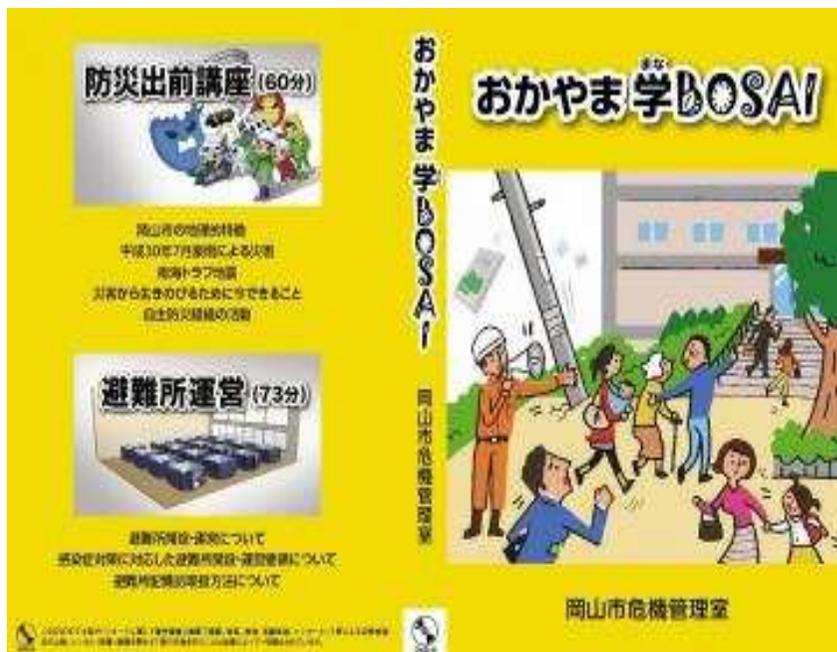


※岡山市HPのURLは以下のとおり。

「<https://www.city.okayama.jp/0000036213.html>」



- 岡山市危機管理室では、地域での防災学習会などに活用していただけるよう、令和4年3月にDVD「おかやま学 (まな) BOSAI」を作成しました。
- 感染症対策のため、大人数で集まることが難しい場合でも、防災に関する一般的な知識から避難所運営まで学んでいただくことができます。
- 岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）のほか、各区役所総務・地域振興課、公民館で貸出するとともに、岡山市公式YouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。



<DVDの収録内容>

- 防災出前講座編 (全編60分)
 - ・ 岡山市の地理的特徴による災害リスク
 - ・ 平成30年7月豪雨災害から学ぶ
 - ・ 南海トラフ巨大地震と地震対策
 - ・ 家庭でできる防災対策
 - ・ 防災情報の取得方法
 - ・ 自主防災組織の活動
- 避難所運営編 (全編73分)
 - ・ 避難所の運営について
 - ・ 避難所配備品の



岡山市危機管理室HPに関連情報を掲載しております。

岡山市 おかやま学BOSAI

検索



テーマ	内容・目安時間・該当ページ
<p>(1) 「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の概要と岡山市におけるこれまでの取組について」</p>	<p>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の概要と岡山市におけるこれまでの取組についてご説明いたします。(10分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P3～14</u></p>
<p>(2) 「個別避難計画作成の流れや留意点について」</p>	<p>個別避難計画作成の流れや留意点についてご説明いたします。(30分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P16～32</u></p>
<p>(3) 「今年度予算に基づく新規事業について」</p>	<p>令和4年度予算に基づき、今年度から新たに実施している事業の概要についてご説明いたします。(10分程度)</p> <p>■ <u>該当ページ：P34～37</u></p>



- 岡山市では身近な地域での「共助」が災害時の避難活動につながるよう、自主防災組織の結成促進及び活動活性化のための助成制度を実施しております。
- 令和4年度より新たにこの助成制度のうち、活動運営費助成金において計画作成数に応じた上限額の加算を行っております。
- 単位町内会が結成した自主防災組織が個別避難計画を行った場合には、市へ提出された計画1件あたり3千円が加算されます。
※個別避難計画作成による加算は連合町内会が組織した自主防災組織は対象となりません。

(A) 通常枠2万円

助成条件：防災訓練、もしくは防災学習会を年1回以上開催

(B) 上乗せ部分3万円

助成条件：次のア・イのいずれかを実施すること

ア. 地域住民の共助による避難体制の構築に関する活動

イ. 避難所運営に関する活動

- 例) ・声かけ等による避難誘導・安否確認の訓練
 ・高齢者など災害時要配慮者などが参加する、避難訓練・避難所運営訓練
 ・「避難所利用者登録票」を使った避難所運営訓練

(C) 個別避難計画の作成に対して、 提出件数1件あたり3千円を上限額に加算

**助成条件：避難行動要支援者名簿に掲載された方について、
個別避難計画を作成すること。(注：次ページ留意事項を記載)**

<加算の例>

【A + B の活動を実施】
 ⇒上限額：50,000
 【個別避難計画5件作成】
 ⇒加算額：15,000円
 【活動に要した経費】
 ⇒80,000円 の場合

加算による上限額=交付額
65,000円





- 岡山市がお渡しした避難行動要支援者名簿（基準日：2021年4月1日）の掲載者について作成した個別避難計画が加算の対象となります。
名簿をお持ちでない町内会は、危機管理室までご相談ください。なお、基準日時点の名簿に掲載されていない方については、作成した計画と一緒に本人等から名簿掲載のための申請書を提出していただければ、加算の対象となります。
- 原則、岡山市がお示しする個別避難計画の様式をご利用ください。独自の様式をお使いの場合も、下記の項目の記載が必要です。
(1)要支援者の氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所又は居所、(5)電話番号その他の連絡先、(6)緊急時の連絡先、(7)支援者(※)
※個人名の記載が難しい場合は、自主防災組織や町内会、班など、対応される団体名をご記入ください。
- 加算を受ける場合は、活動運営費助成金の申請時に、作成予定件数をご報告ください。
(事業計画書に件数記入欄があります。)
- すでに市へご提出いただいた計画書のうち、避難行動要支援者名簿（基準日：2021年4月1日）に掲載されている方の計画書については加算の対象とします。（令和4年度限り）
ただし、実績報告書の提出の際に改めて計画書の写しの提出が必要となります。



1 概要

ケアマネジャーや相談支援専門員等の専門職がかかわっている方については、本人との信頼関係や専門的知見の活用が期待できる専門職の協力を得て本人の心身の状況等を踏まえた計画を作成すべく、専門職が所属する福祉事業者に対し、計画作成を委託する事業を実施。

2 具体的な業務内容

基本業務

事前準備

1. 本人への作成の同意確認

- 市が主催する個別避難計画作成研修を受講し、計画作成に必要な知識を身につける。（オンライン受講）
- 市から依頼のあった作成対象者について計画作成の有無を確認し、作成についての同意を得る。

アセスメント

2. 本人へのアセスメント（訪問・聞き取り）の実施

- 本人・家族に対しアセスメントを実施し、避難方法や支援が必要な内容などを整理する。
- 本人・家族へのアセスメントを通じて、当事者の防災意識の向上を図るとともに、備蓄や持ち出し品等の自助として必要な備えを整理する。

計画書の作成

3. 計画書の作成

- アセスメントの結果を踏まえて、具体的な避難方法等を整理し、岡山市指定の様式により個別避難計画を作成する。
- 本人・家族に対し、作成した計画書を渡し、写しを市に提出。内容については、必要に応じ平時のケアプラン等に追記しておく。

加算業務

支援者との調整

4. 調整会議の開催

- 本人・家族や避難支援者、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。
- 調整会議の結果を踏まえ、計画内容を追加・修正する。

推奨

実践・検証

5. 避難訓練の実施

- 業務内容ではないが、計画書に基づき、避難訓練を実施することを推奨する。
- 訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、計画内容を追加・修正する。



令和4年度委託事業における計画作成対象者について

今年度委託事業により個別避難計画を作成する対象者は、介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や障害福祉サービスにおける計画相談支援、障害児相談支援等を利用している方であって、以下の①～④の要件に該当する方です。

- ① 令和3年度岡山市避難行動要支援者名簿（基準日：令和3年4月1日時点）に掲載されていること。
- ② 名簿に記載された個人情報を自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係者に対して提供することについて同意していること。
- ③ 個別避難計画が未作成であること。
- ④ 以下に掲げる対象地域（中学校区）内に居住していること。

なお、対象地域以外に居住している方であっても岡山市から個別に依頼する場合があります。

区	対象地域（中学校区）
北	建部中学校区（福渡小学校、建部小学校、竹枝小学校） 御津中学校区（御津小学校、五城小学校、御津南小学校） 岡北中学校区（牧石小学校、御野小学校）
中	操山中学校区（三勲小学校、宇野小学校） 操南中学校区（旭操小学校、操南小学校、操明小学校）
東	瀬戸中学校区（江西小学校、千種小学校） 上道中学校区（角山小学校、城東台小学校、御休小学校、浮田小学校、平島小学校）
南	灘崎中学校区（灘崎小学校（迫川分校を含む）、七区小学校、彦崎小学校） 妹尾中学校区（妹尾小学校、箕島小学校）



誰しものがいつかは老いを迎え、
地域の中で支え合いながら
暮らしていくことになります。

私たちがいま取り組むことは、個別避難計画の取組を通じて、

誰もが安心して暮らしていける地域の未来

をつくることです。

防災をきっかけにして

地域の“つながり”

を作っていきますか？



岡山市は個別避難計画の取組に

皆さんと一緒に全力で取り組みます！！